

KITA JAZZ！メンバーズ登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「名古屋市北区(以下「北区」という。)=ジャズの街」のイメージを広く浸透させ、区民の地域への愛着と誇りを醸成するとともに、まちの活性化を図るプロジェクト「KITA JAZZ！」に協力する店舗もしくはアーティスト等を「KITA JAZZ！メンバーズ」として登録することについて、必要な事項を定めるものである。

(KITA JAZZ！メンバーズの要件)

第2条 KITA JAZZ！メンバーズの要件は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 店舗内等で、BGMとしてジャズを流す等、「KITA JAZZ！」の広報に協力する北区内に所在する店舗
- (2) 北区内においてジャズイベント等の開催もしくは出演により、「KITA JAZZ！」の広報に協力するアーティスト

2 ただし、前項に該当する店舗またはアーティストであっても、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準及び北区広告掲載要綱に基づき、「KITA JAZZ！メンバーズ」として登録することが適当でない場合を除く。

(登録の申込み)

第3条 第2条に該当し、登録の申込みをしようとする者は、KITA JAZZ！メンバーズ登録申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)を名古屋市北区長(以下「北区長」という。)に提出する。

(登録の決定)

第4条 北区長は、前条の申込書の提出があった場合は、登録の可否について決定する。

- 2 登録を承認する場合は、別に定める配付物品(以下「配付物品」という。)を、予算の範囲内でKITA JAZZ！メンバーズに配付する。
- 3 登録を承認しない場合は、登録の申込をした者に対して、KITA JAZZ！メンバーズ登録不承認通知書(様式第2号)を交付する。

(KITA JAZZ！メンバーズの責務)

第5条 KITA JAZZ！メンバーズは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 配付物品を使用し、「KITA JAZZ！」を広く知らせること

(2) 登録を解消する又は登録内容に変更が生じた場合、速やかに北区長に申し出ること

2 KITA JAZZ！メンバーズは、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 店舗等においてKITA JAZZ！フライヤーを配架すること
- (2) ジャズイベント等開催時に、KITA JAZZ！のPRを行うこと
- (3) SNS等を使用して「KITA JAZZ！」を広く知らせること
- (4) 北区が行う「KITA JAZZ！」の取り組みへ協力すること

(北区による広報)

第6条 北区は、KITA JAZZ！メンバーズが提出した申込書をもとに、別表に定める広報事項をKITA JAZZ！ウェブサイト上で広報する。

(配付物品の管理等)

第7条 KITA JAZZ！メンバーズは、配付物品を適切に管理し、使用しなければならない。なお、配付物品の使用にかかる事故に対して、名古屋市は一切の責任を負わない。

- 2 KITA JAZZ！メンバーズは、配付物品を譲渡及び複製してはならない。ただし、北区が認めた場合は、この限りではない。
- 3 KITA JAZZ！メンバーズは、必要がない配付物品を、適宜、北区長に返納しなければならない。
- 4 KITA JAZZ！メンバーズは、配付物品が経年劣化等により使用に支障をきたした場合は、予算の範囲内において北区長に再配付を求めることができる。

(登録の解除)

第8条 北区長はKITA JAZZ！メンバーズが次の各号のいずれかに該当した場合は登録を解除する。登録を解除されたKITA JAZZ！メンバーズは、配付物品を返納しなければならない。

- (1) 第2条の要件を満たさなくなった場合
- (2) 配付物品を適切に管理及び使用していない場合
- (3) KITA JAZZ！メンバーズとして、適切でない行為があったと北区長が認めた場合
- (4) KITA JAZZ！メンバーズが登録解消の申し出をした場合

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

別表

登録区分 (第2条第1項)	広報事項
第1号	・様式第1号中、店舗情報欄
第2号	・様式第1号中、アーティスト情報欄 ・北区内の出演情報